

南山大学大学院の目的に関する規程

第1条 南山大学大学院学則第1条第2項に定める研究科または専攻ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 人間文化研究科の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 キリスト教思想専攻博士前期課程は、「人間の尊厳のために」という本学の教育モットーを踏まえた人間の本質の学問的探究を目的とする。キリスト教思想を基盤に据えつつ、神学、哲学、宗教学の領域において専門教育を行い、教員や研究者をはじめとする、社会に貢献しうる人材を養成する。
- 2 宗教思想専攻博士後期課程は、「人間の尊厳のために」という本学の教育モットーを踏まえた人間の本質の学問的探求を目的とし、対話的視座を持ちつつ、神学、哲学、宗教学の領域において専門教育を行う。専門家と学生との相互啓発により学問の向上を促し、社会に貢献しうる人材を養成する。
- 3 人類学専攻博士前期課程は、文化の通時的変化と共時的多様性の究明という人類史的視野から、錯綜した文化運動状況を惹起する現代社会の「重層的構造」の淵源を解明し、「人間性」の本質的理解を探求する。人類学の基幹となる考古学と文化人類学を中心に学際的な教育を行い、かつ、研究資料の資源化を図る文化資源学に基づいた教育を施し、研究成果のみならず研究資源をも公共的なものとする姿勢を有する優れた人材を養成する。
- 4 人類学専攻博士後期課程は、日本の大学教育の中で唯一である文化人類学と考古学を有機的にあわせた人類学教育と研究をその基礎とする。グローバル化が進む中で伝統文化や歴史的遺跡保存などを含めローカルな文化的価値の見直しが行われ、グローバルとローカルの矛盾が人々の間に対立を招き政治的現象として現れている現代世界に対して、異文明間や異文化間の対話に貢献できる長期的かつ広域的展望を有する優れた人材を養成する。
- 5 教育ファシリテーション専攻修士課程は、人間の本質と潜在的な可能性を探求し、個の自己実現を可能にする人間形成のための学習の促進・支援のありようを研究する。そのために、学習者の心理などの個人的背景、社会や集団といった社会的背景を正確に分析・把握し、ラボラトリー・メソッドによる体験学習の理論と方法を活用した適切な学習の機会を組織し、実践できるファシリテーション能力を備えた教育ファシリテーターを養成する。
- 6 言語科学専攻博士前期課程は、「人間性」の本質に迫る手だてとしての言語学研究と日本語・英語を主とする外国語教育研究の発展に貢献することを目的とする。言語理論や言語習得論（母語習得、第二言語習得）、第二言語としての日本語および英語の教授法、コミュニケーション研究などの領域における教育と研究を行い、研究者および日本語・英語の高度な教育者などの優れた人材を養成する。
- 7 言語科学専攻博士後期課程は、「人間性」の重要な一部である言語にみられる普遍性と多様性を研究の対象とし、人間の本質的理解に貢献するため、人間言語の普遍的な理論の構築と、母語である第一言語ならびに外国語である第二言語の習得理論の構築、融合を目指す。言語研究、言語習得研究において国際的に活躍し、国内外の言語教育においても指

導的な役割を果たしうる優れた人材を養成する。

第3条 国際地域文化研究科の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 国際地域文化専攻博士前期課程は、アメリカ、スペイン・ラテンアメリカ、アジア・日本の三領域についての教育と研究を行い、国際諸地域についての深い学識に基づき、地域間の相互理解と共生社会実現のあり方を学際的・多元的に探求することを目的として、高度な語学運用能力のもとに、世界の諸地域間における多文化共生社会の実現ならびに日本との相互理解と交流の創造・発展に資する人材を養成する。
- 2 国際地域文化専攻博士後期課程は、領域横断的かつ学際的な地域研究を基礎とし、それらを再統合して獲得される普遍的原理・原則を応用することによって、地域に対する更に深い理解とグローバル化する現代社会についての高度な分析力を修得することを目的として、国際社会の多元化に対応し、地域を超えた文化的・社会的共生のダイナミズムを理論的かつ実証的に解明する研究者および高度専門職業人を養成する。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 理工学研究科の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 システム数理専攻博士前期課程は、実社会における様々な問題を、数理モデルによって抽象化し、合理的かつ効率的な解決を図ることができる実践的な問題解決力を備えた技術者を養成する。
- 2 ソフトウェア工学専攻博士前期課程は、応用分野を選ぶことなく、様々なソフトウェア開発プロジェクトの先頭に立ち、多種多様な技術を取り入れながら開発を遂行できるソフトウェア技術者を養成する。
- 3 機械電子制御工学専攻博士前期課程は、機械と電気・電子機器の製造現場で、広範な対象に対して設計から実装まで局面を問わず活躍できる高度技術者を養成する。
- 4 データサイエンス専攻博士前期課程では、確かな数学的素養の上に、主専門領域として、様々な特長や価値を持った数理技術としてオペレーションズ・リサーチ、統計学を修め、さらに深層学習や人工知能技術について学ぶ。これらを開発工程支援技術として、さまざまな場面に柔軟に活用して問題解決策を提案できる人材を育成する。
- 5 システム数理専攻博士後期課程は、実社会における様々な問題に関する大量のデータを分析し、それらの問題を抽象化して数理モデルを構築して効率的な解決方法を考案できる研究者や高度な数理技術者を養成する。
- 6 ソフトウェア工学専攻博士後期課程は、ソフトウェア工学の考え方を中心とした複数のディシプリンに基づいて、ソフトウェア開発に関するあらゆる分野の諸問題を解決するために、先端技術から確立された技術までを目的に合わせて駆使することで技術革新を主導することのできる研究者や高度専門職業人を養成する。
- 7 機械電子制御工学専攻博士後期課程は、情報化の進んだ新時代の機械工学および電子工学において、先導的役割を果たす研究者および高度技術者の養成を行う。

第7条の2 削除

第8条 法務研究科の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 法務専攻（専門職学位課程）は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質、さらに、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野を備えた法曹、かつ、本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」をふまえ、人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成をめざし、理論と実務を架橋する教育を行う。

第9条 社会科学研究科の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 経済学専攻博士前期課程は、経済学の専門知識を修得するとともに、社会経済の情勢を的確に分析し判断できる能力を培うことを目的とする。そして、企業や行政・教育研究機関等において、経済分析能力を発揮することにより社会貢献を行い、指導的役割を担う人材を養成する。
- 2 経営学専攻博士前期課程は、経営学の専門知識を修得するとともに、企業環境および企業行動の現状と課題を理論的、実践的に分析し判断できる能力を培うことを目的とする。そして、企業や行政・教育研究機関等において、経営倫理に基づいて分析能力を発揮することにより、国際社会、地域社会の発展に寄与することができる人材を養成する。
- 3 総合政策学専攻博士前期課程は、総合政策学の専門知識を修得するとともに、国際問題、国内の公共的課題、また、両者に共通する環境問題について、課題を分析し、政策提言を行う能力を培うことを目的とする。そして、企業や行政・教育研究機関等において、問題解決のために政策を立案・評価し、実行することができる人材を養成する。
- 4 経済学専攻博士後期課程は、社会科学全般について幅広い知見をもち、かつ経済学の各専門領域において、独自の観点で研究や調査を実施し、それらの結果に基づいて研究報告ならびに論文作成ができる研究者、専門職業人を養成する。
- 5 経営学専攻博士後期課程は、グローバル化・情報化にともなって複雑になってきた企業活動において、経営に関する高い見識と高度な専門知識・技術を持つ人材を養成する。
- 6 総合政策学専攻博士後期課程は、確かな歴史認識の下に、今後人類が遭遇するであろう未知の問題をいち早く見抜き、その本質に迫る専門知識と分析能力を持つこと、さらに、そうした問題を解決するために、総合的かつ緻密な状況分析を行い、合理的で実現可能な政策の立案を担える人材を養成する。

第10条 法学研究科の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 法律学専攻博士前期課程は、高度の法的知識を用いて、法文書作成や法的問題の解決等の業務を担当できる人材、法令等の立法作業や法的問題の解決等の業務に携わることができる人材、特定のテーマに関する法的価値の選択状況を明確にする研究成果を示すことができる人材を育成する。
- 2 法律学専攻博士後期課程は、高度専門の法的知識を応用して、法的価値の選択を理論

的・政策的に解明し、特定のテーマに関して、独自の観点から新たな知を創造できる人材、高度専門の法的知識を応用して、法文書を作成し、法的紛争の発生を未然に防止し、適切に対処すること等ができる人材、条約や法令等の規定が相互に関連し、新規の問題が発生する複雑な状況において法令等の立法作業に携わり、適切な対処をすること等ができる人材を養成する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、2013年4月1日から施行する。
- 2 数理情報研究科博士前期課程は、在学する者が修了した時点で廃止する。

附 則

- 1 この規程の改正は、2014年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科経済学専攻博士前期課程は、在学する者が修了した時点で廃止する。
- 3 ビジネス研究科経営学専攻博士前期課程は、在学する者が修了した時点で廃止する。
- 4 総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程は、在学する者が修了した時点で廃止する。

附 則

- 1 この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。
- 2 数理情報研究科博士後期課程は、在学する者が修了した時点で廃止する。

附 則

- 1 この規程の改正は、2016年4月1日から施行する。
- 2 ビジネス研究科経営学専攻博士後期課程は、在学する者が修了した時点で廃止する。
- 3 総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程は、在学する者が修了した時点で廃止する。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科システム数理専攻博士前期課程は、在学する者が修了した時点で廃止する。

附 則

この規程の改正は、2024年4月1日から施行する。